

# 令和5年度 宮崎市集団指導資料

## ( 居宅療養管理指導 )

### ③運営指導における指導事項編

介護保険制度は、更新や新しい解釈が出ることが大変多い制度です。  
この資料は作成時点でまとめていますが、今後変更も予想されますので、  
常に最新の情報を入手するようにしてください。



MIYAZAKI CITY

宮崎市 福祉部 指導監査課・介護保険課

## 運営指導等における指導事項（居宅療養管理指導）※介護予防含む

運営指導・監査等において改善指導を行った事項のうち、主なものを表にまとめています。※令和6年度から義務化するものについては、助言事項についても記載しています。

指導事項のうち、重大な運営基準違反や加算の要件等を満たしていない場合は、介護報酬の返還の可能性があります。

また、不正請求、書類の改ざん・隠蔽、虚偽報告等が認められた場合には、介護報酬の返還に加え、指定取消等の行政処分を行う可能性がありますので、適正な運営を行ってください。

### (1) 運営規程・重要事項説明書等

	指導時の状況	指導内容（改善指導の趣旨）
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>①運営規程が掲示されていなかった。</li> <li>②運営規程の利用料の記載が「その額の1割を利用者の自己負担額とする。」という記載になっていた。</li> <li>③事業所の職員数や営業時間が運営規程と重要事項説明書で異なる記載になっていた。又は内容が実態に即していなかった。</li> <li>④運営規程において「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載がなかった。</li> <li>⑤重要事項説明書において「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の記載がなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業所内の利用者が見やすい場所への掲示又は、冊子などの閲覧可能な形で備えて置いてください。</li> <li>②「利用者の介護保険負担割合に応じた額」などの表現に改めてください。</li> <li>③運営規程と重要事項説明書を修正し、記載内容を統一してください。</li> <li>④運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を記載してください。【令和6年4月義務化】</li> <li>⑤重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」を記載してください。</li> </ul> <p>※運営規程を変更した際は、変更後10日以内に変更届出を市介護保険課へ届け出てください。</p>

2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書、重要事項説明書等の日付等の記載漏れがあったり、契約書を交付していなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者、利用者ともに、日付等は漏れなく記載し、利用者に交付してください。</li> </ul>
---	--	---

## (2) 人員基準等

	指導時の状況	指導内容 (改善指導の趣旨)
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出が必要な職員の変更に際し、変更届出書を提出していなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後10日以内に市介護保険課へ届け出てください。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格が必要な職種（医師、薬剤師等）の資格証等が保管されていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資格を確認し、資格証等の写しを適切に保管してください。</li> <li>※資格が確認できない場合は、介護報酬の返還となる可能性があります。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤師等の資格証について、紛失のため再発行申請中等の理由で、確認ができなかった。</li> <li>・看護師の資格証が旧姓のままになっていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員採用時に、資格証を確認し、資格証の写しを保管してください。</li> <li>・資格証の更新ができない場合、戸籍抄本等で姓の変更を確認してください。</li> <li>・資格の確認ができない場合は、介護報酬の返還となる可能性があります。</li> </ul>

## (3) 運営基準・利用者処遇等

	指導時の状況	指導内容 (改善指導の趣旨)
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修が全く開催されていなかった。</li> <li>・研修の復命書や職員会議の記録等が作成されておらず、職員間での情報共有が行われていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資質向上のため、事業所内研修や外部研修の機会を確保してください。</li> <li>・研修や職員会議の記録を残してください。</li> <li>・研修に参加していない職員にも復命書等で情報の共有を図ってください</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の身分証が作成されていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身分証を作成し、職員が携行するようにしてください。</li> </ul>

3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者から個人情報取扱について文書で同意を得ていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス担当者会議等において、利用者やその家族の個人情報を用いる場合は、それぞれの同意をあらかじめ文書で得てください。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていなかった。</li> <li>・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が6月に1回以上開催されていなかった。</li> <li>・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練が定期的に開催されていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防及びまん延の防止のため対策を検討する委員会を設置して6月に1回以上開催するとともに、感染症予防及びまん延の防止のための指針を整備し、当該指針に基づき研修及び訓練を定期的実施するなどの措置を講じてください。【令和6年4月義務化】</li> </ul> <p>※なお、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施は、他サービスとの連携等を行うことも差し支えないが、指針は事業所単独のものを整備してください。</p>

#### (4) その他

	指導時の状況	指導内容（改善指導の趣旨）
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への請求書等の明細において、介護保険事業と保健医療事業と一緒に記載され、請求金額の区分けがされていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の誤解を招かないよう、請求書等の明細の記載方法等を変更し、事業ごとに明確に区分してください。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業と有料老人ホーム等の他事業の会計が区分されていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計の区分については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）に基づき、事業ごとに適切に区分してください。</li> </ul>